

介護サービス事業所等開設者様

佐賀県国民健康保険団体連合会
情報・介護課長

介護保険制度改正（平成27年8月施行分）に係る介護給付費請求に関する留意事項について（通知）

このことについて、一定以上所得者に係る利用者負担割合が「2割」に変更になるなど、介護給付費の請求にあたりご留意いただく必要があります。

とくに、65歳以上の方（第1号被保険者）のうち、一定以上の所得がある方については、自己負担割合が「1割」から「2割」に変更になります。

介護給付費請求明細書の『給付率』には、「1割負担」の場合「90」、「2割負担」の場合「80」と記載することになります。

『給付率』を誤って記載した場合は、「給付率が受給者台帳の設定と異なります。」というエラーで“返戻”となりますので、必ず『介護保険負担割合証』で確認してください。

Q いつから2割になるのですか？

A 平成27年8月1日以降にサービスをご利用されたときからです。

Q 1割負担から2割負担になった人は、全員月々の負担が2倍になるのですか？

A 月々の利用者負担には上限があり、上限を超えた分は高額介護サービス費が支給されますので、全ての方の負担が2倍になるわけではありません。月々の負担の上限については、「高額介護サービス費の負担限度額の見直しについて」をご覧下さい。

Q どうやって自分の負担割合を知ることができるのですか？

A 要介護・要支援認定を受けた方は、毎年6～7月頃に、利用者負担が1割の方も2割の方も、市区町村から負担割合が記された証（負担割合証）が交付されます。

この負担割合証を介護保険被保険者証と一緒に保管し、介護サービスを利用することは、必ず2枚一緒にサービス事業者や施設にご提出ください。

介護保険負担割合証			
交付年月日 年 月 日			
番号			
被保険者	住所		
	フリガナ		
	氏名		
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日	性別	男・女
利用者負担の割合	適用期間		
割	開始年月日	平成 年 月 日	
	終了年月日	平成 年 月 日	
割	開始年月日	平成 年 月 日	
	終了年月日	平成 年 月 日	
保険者番号 並びに保険者 者の名称及 び印			

※負担割合証はイメージです。



厚生労働省

サービス利用者
・施設入所されて
いる皆さまへ

平成27年8月1日から

介護保険の費用負担が変わります

高齢化が進む中で制度を維持するために必要な見直しです。
費用負担の見直しと合わせて、在宅医療と介護の連携や、認知症の方が地域で暮らし続けられるようにするための施策も進めます。

①負担割合が変わります

一定以上所得のある方は、
介護サービスを利用した時の
負担割合が1割から2割
になります。

- ・収入が年金のみの場合は年収280万円以上の方が、年金収入以外がある場合は合計所得金額が160万円以上の方が対象になります。
- ・ただし、同一世帯の65歳以上の方の所得が低い場合などは、1割負担になることがあります。
- ・65歳未満の方及び市区町村民税を課税されていない方は対象外です。

介護保険負担割合証が
市区町村から交付される
ので、被保険者証と
併せてサービス
利用時に提出して
ください。

③食費・部屋代の負担軽減の
基準が変わります

食費・部屋代(室料+光熱水費)
の負担軽減を受けられる方が、
非課税世帯の中の預貯金などの
少ない方に限定されます。

- ・非課税世帯の方とは、世帯全員が市区町村民税を課税されていない方を指します。
- ・預貯金など(現金、有価証券なども含む。)を、配偶者がいる方は合計2,000万円超、いない方は1,000万円超お持ちの場合には、軽減の対象外になります。
- ・また、配偶者が市区町村民税を課税されている場合には、世帯が分かれても対象外になります。

市区町村への
申請の際に、通帳の
写しなどの提出が
必要になります。

②負担上限が変わります

世帯内に現役世代並の
所得がある高齢者がいる
場合、月々の負担の上限が
37,200円から44,400円に
なります。

- ・市区町村民税の課税所得145万円以上の方がある場合に対象になります。
- ・この水準に該当しても、同一世帯内に65歳以上の方が1人の場合はその方の収入が383万円、2人以上いる場合は収入合計額が520万円に達しない場合には、申請により、37,200円になります。

市区町村への
申請が必要に
なります。

④部屋代の負担が変わります

特別養護老人ホームの相部屋
(多床室)に入所する課税世帯
の方等は、室料相当の額を
負担していただくことになります。

- ・食費・部屋代の負担軽減を受けていない方が対象になります。
(世帯全員が市区町村民税を課税されていない方で、引き続き食費・部屋代の負担軽減を受ける方の相部屋代は変わりません。)
- ・具体的な相部屋代のご負担額は、各施設にお問い合わせください。

ご不明な点は、お住まいの市区町村の
介護保険担当にお尋ねください。

厚生労働省